

共通

# 卒業生・修了生の皆さんへ

今後の諸手続きについて



武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学・武蔵野短期大学

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| はじめに                                    | 4  |
| 沿革                                      |    |
| 1 武蔵野学院大学大学院の修了生の皆さんへ                   |    |
| 1-1 学位記について                             | 5  |
| 1-2 博士論文・修士論文について                       | 5  |
| 1-3 各証明書について                            | 5  |
| 2 武蔵野学院大学の卒業生の皆さんへ                      |    |
| 2-1 学位記について                             | 6  |
| 2-2 教員免許状について                           | 6  |
| 2-3 上級情報処理士認定証について                      | 6  |
| 2-4 プレゼンテーション実務士認定証について                 | 6  |
| 2-5 日本語教員養成課程修了証について                    | 6  |
| 2-6 社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明について            | 7  |
| 2-7 各証明書について                            | 7  |
| 3 武蔵野短期大学の卒業生の皆さんへ                      |    |
| 3-1 学位記について                             | 9  |
| 3-2 教員免許状について                           | 9  |
| 3-3 保育士証について                            | 9  |
| 3-4 社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明について            | 9  |
| 3-5 秘書士認定証／情報処理士認定証／<br>プレゼンテーション実務士認定証 |    |
| 3-6 各証明書について                            | 10 |
| 4 連絡方法等について                             |    |
| 4-1 電話・ファックス・メール                        | 12 |
| 4-2 教員免許・他大学への編入学等の相談                   | 12 |
| 4-3 資格や免許を取得できずに卒業した場合                  | 12 |
| 5 建学の精神、教育方針、教育上の理念、目的及び養成する人材像         |    |
| 5-1 武蔵野学院大学大学院（博士前期課程）                  | 13 |
| 5-2 武蔵野学院大学大学院（博士後期課程）                  | 13 |
| 5-3 武蔵野学院大学                             | 15 |
| 5-4 武蔵野短期大学                             | 16 |
| 6 添付資料                                  |    |
| 6-1 教員免許更新制度について                        | 17 |
| 6-2 保育士登録の手引き（抜粋）                       | 18 |
| 6-3 幼稚園免許所有者の科目免除について（保育士試験）            | 21 |
| 6-4 幼稚園教諭・保育士特例講座について                   | 21 |

## はじめに

卒業生・修了生のみなさん、卒業おめでとうございます。本学を卒業・修了された皆さんは社会で活躍されることと思います。さて、卒業・修了後もさらにキャリアアップする時に、さらに資格や免許を取得したり、また、留学等などの進学する場合には大学等を卒業した証明書等を求められることとなります。

在学中は証明書等の申し込みはそれほど意識していなかったと思いますが、1度大学から離れると電話1本ですぐに証明書の発行はできません。個人情報保護法により、本人確認が重視されているからです。学生の身分から離れると大学まで足を運ぶのはなかなか大変です。特に、留学生は外国より手続きすることが必要となることが生じますので、証明書の申し込みや発行の手順について手引きを公開していますので、ご活用下さい。

武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科日中コミュニケーション専攻（博士後期課程）

設置年月：平成23年4月

取得できる学位：博士（国際コミュニケーション）

武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻（博士前期課程）

設置年月：平成19年4月（平成23年4月より呼称変更）

取得できる学位：修士（国際コミュニケーション）

武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科

設置年月：平成16年4月

取得できる学位：学士（国際コミュニケーション）

[取得可能な資格等]

高等学校教諭1種免許状 情報科

高等学校教諭1種免許状 英語科

中学校教諭1種免許状 英語科

上級情報処理士

プレゼンテーション実務士

社会福祉主事任用資格

武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部日本語別科

設置年月：平成22年10月／廃止年月：平成25年3月

日本語別科修了書

武蔵野短期大学幼児教育学科

設置年月：昭和56年4月

取得できる学位：短期学士（幼児教育学）

[取得可能な資格等]

幼稚園教諭2種免許状

保母資格（昭和60年度～平成11年度）／保育士資格（平成12年度～平成15年度）

指定保育士施設卒業証明書（平成16年度以降保育士は国家資格になったため、短期大学が保育士証を発行することはできません。）

社会福祉主事任用資格（平成21年度卒業生より適用）

武蔵野短期大学国際教養学科

設置年月：平成3年4月／廃止年月：平成17年3月

[取得できる資格等]

秘書士／プレゼンテーション実務士／情報処理士

## 沿 革

|                |       |  |
|----------------|-------|--|
| 明治 4 5 (1912)年 |       | 東京都日本橋に大橋幼稚園を開設                                  |
| 昭和 5 6 (1981)年 | 4 月   | 武蔵野短期大学幼児教育学科開学                                  |
| 昭和 5 7 (1982)年 | 4 月   | 武蔵野短期大学附属幼稚園開園                                   |
| 昭和 5 8 (1983)年 | 2 月   | 保母養成指定認可   |
| 平成 3 (1991)年   | 4 月   | 武蔵野短期大学国際教養学科開学                                  |
| 平成 1 5 (2003)年 | 1 1 月 | 武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部設置認可                         |
| 平成 1 6 (2004)年 | 2 月   | 武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部教職課程(英語・情報)認定                |
| 平成 1 6 (2004)年 | 3 月   | 武蔵野学院大学、プレゼンテーション実務士、上級情報処理士資格課程認定               |
| 平成 1 6 (2004)年 | 4 月   | 武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部開学                           |
| 平成 1 6 (2004)年 | 4 月   | 武蔵野学院大学開学記念式典挙行                                  |
| 平成 1 7 (2005)年 | 3 月   | 武蔵野短期大学国際教養学科廃止                                  |
| 平成 1 7 (2006)年 | 4 月   | 武蔵野学院大学、日本語教員養成課程開設                              |
| 平成 1 8 (2006)年 | 1 1 月 | 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科設置認可                     |
| 平成 1 9 (2007)年 | 4 月   | 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程開学      |
| 平成 2 1 (2009)年 | 3 月   | 日本高等教育評価機構より認証評価を受ける                             |
| 平成 2 1 (2009)年 | 3 月   | 短期大学基準協会より認証評価を受ける                               |
| 平成 2 2 (2010)年 | 9 月   | 武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部日本語別科開学                      |
| 平成 2 3 (2011)年 | 4 月   | 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻博士前期課程に呼称変更 |
| 平成 2 3 (2011)年 | 4 月   | 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科日中コミュニケーション専攻博士後期課程開学    |
| 平成 2 4 (2012)年 | 9 月   | 武蔵野学院大学、実践キャリア実務士資格課程認定                          |

## 1 武蔵野学院大学大学院の修了生の皆さんへ

### 1-1 学位記について

学位記の再発行は致しません。コピーやデジカメで撮影しておくことをお勧め致します。なお、本学の学位記には偽造防止措置が取られております。

### 1-2 博士論文・修士論文について

- ・提出された博士論文は、学位規則及び本学学位記授与に関する規程に基づき、「審査論文の概要」、「審査の結果の概要」を学位を授与した日から3ヶ月以内に、また博士論文全文を1年以内に本学ホームページ等により公開を致します。
- ・提出された修士論文は、「同意書」に基づき、本学図書館にて所蔵され、閲覧対象となります。また、修士論文の執筆者、論題名については本学ホームページにて公開しています。

### 1-3 各証明書について

本学で発行する証明書は日本語と英語によるもののみです。それ以外の外国語での証明書の発行はありません。申し込みについては本学事務局が窓口です。証明書については毎年配付している『学生便覧』の巻末に記載の通りです。

- ① どんな証明書が必要なのかよく確認して下さい。よく発行される証明書は以下の通りです。  
修了証明書、成績証明書、単位取得証明書、在籍期間証明書
- ② 連絡先・申込み  
事務局へ電話等で、依頼して、その後の手続きについて相談するのがいいでしょう。郵便でのやりとも可能です。手数料等の支払い方法もその時にご相談下さい。即日発行は出来ません。通常は申込み後3日、英文の場合には10日を目処にしています。郵便の場合には、それから郵送となりますので、時間的な余裕をよく見て下さい。本人確認が必要となります。  
海外からの問い合わせの場合にはファックスやe-mailでご相談下さい。なお、その際には基本的には日本語にてお願い致します。  
連絡や申込みは本人が行って下さい。  
\*発行がスムーズに運ぶように以下はお願いです。
  - ①学籍番号はわかりますか？
  - ②入学年月あるいは卒業年月がわかりますか？（4月入学、9月入学、3月修了、9月修了）
  - ③在学中の氏名（学生であった時の氏名）
- ③ 受取等  
急ぎの場合に来校される場合には、本人であることが証明できるものをご持参下さい。また、代理人が受取に来る場合には事前に本学事務局とご相談下さい。

例：免許証、パスポート 保険証など。上記②の時に確認下さい。

証明書等の発行の名前は大学在学中のものとなります。

改姓後の名前での発行は出来ません。

## 2 武蔵野学院大学の卒業生の皆さんへ

### 2-1 学位記について

学位授与式に授与した学位記の再発行は致しません。コピーやデジカメで撮影しておくことをお勧め致します。なお、本学の学位記には偽造防止措置がとられております。

### 2-2 教員免許状について

卒業生で教員免許状の申請をする場合には個人で埼玉県教員委員会に申し出て所定の手続きをすることになっています。卒業後に他の大学の単位を合わせて教員免許状を申請する場合にはすべて個人申請となります。大学での取り扱いは出来ません。教員免許状の交付は大学の所在地の都道府県の教育委員会となります。本学の場合には埼玉県教育委員会です。

以下にご連絡下さい。

埼玉県教育委員会 ホームページ <http://www.kyouiku.spec.ed.jp/>

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-824-1111 (埼玉県庁代表番号)

現在、取り扱い部署は教職員課免許係。

なお、ホームページでは「教職員情報」を参照のこと。

また、教員免許状は10年毎に更新講習が義務付けられました。教員免許更新講習については、文部科学省ホームページよりご参照下さい。本学でも教員免許更新講習を実施しています。

### 2-3 上級情報処理士認定証

学位授与式に配付した上級情報処理士認定証は全国大学実務教育協会から交付されたもので、万一、破損及び紛失してしまった場合には、個人で全国大学実務教育協会に申し出て所定の手続きをとって下さい。大学での取り扱いは出来ません。大学では卒業時のみ取り扱い可となっています。再交付についての必要書類は各自ご確認下さい。事例により提出書類がこととなります。

全国大学実務教育協会ホームページ <http://www.jaub.gr.jp>

住所 〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-2-12 第三東郷パークビル 2階

TEL 03-5226-7288

\*電話の際には大学名と卒業年月をできるだけ伝えて下さい。

### 2-4 プレゼンテーション実務士認定証

卒業式・学位授与式に配付したプレゼンテーション実務士認定証は全国大学実務教育協会から交付されたもので、万一、破損及び紛失してしまった場合には、個人で全国大学実務教育協会に申し出て所定の手続きをとって下さい。大学での取り扱いは出来ません。大学では卒業時のみ取り扱い可となっています。再交付についての必要書類は各自ご確認下さい。事例により提出書類がこととなります。

全国大学実務教育協会ホームページ <http://www.jaub.gr.jp>

住所 〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-2-12 第三東郷パークビル 2階

TEL 03-5226-7288

\*電話の際には大学名と卒業年月をできるだけ伝えて下さい。

### 2-5 日本語教員養成課程修了証について

学位授与式に配付した日本語教員養成課程修了証は本学が発行するもので、万一、破損及び紛失してしまった場合には、卒業後も大学での取り扱い致します。申し込み等については「2-7 各証明書について」をご覧ください。

## 2-6 社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書について

学位授与式に配付した日本語教員養成課程修了証は本学が発行するもので、万一、破損及び紛失してしまった場合には、卒業後も大学での取り扱い致しますも申し込み等については「2-7 各証明書について」をご覧ください。

## 2-7 各証明書について

本学が発行する証明書は日本語と英語によるもののみです。それ以外の外国語での証明書の発行はありません。申し込みについては本学事務局が窓口です。証明書については毎年配付している『学生便覧』の通りです。

①どんな証明書が必要なのかよく、確認して下さい。よく発行される証明書は以下の通りです。

卒業証明書、成績証明書、単位取得証明書、在籍期間証明書

### ・成績証明書について

通常発行しているものは「卒業要件科目」だけのものとなります。免許や資格の成績証明書が必要な場合には申し込みの際、正確に伝えて下さい。種類が多い為、よく整理してからご連絡下さい。

### ・単位取得証明証

通常発行しているものは「卒業要件科目」だけのものとなります。免許や資格の成績証明書が必要な場合には申し込みの際、正確に伝えて下さい。種類が多い為、よく整理してからご連絡下さい。

### 注意 教員免許状に関する場合

教職関係については提出先とよく相談して、具体的な証明書の名前等をよく確認して下さい。国家資格だけに取り扱いがかなり厳密です。また、免許法や免許法施行規則の改正がありますので、このあたりも念頭に入れる必要があります。

教職課程独自のもの 学力に関する証明書

教職履修単位に関する読み替え証明書

\* 大学等への編入学、通信教育等であらたな教員免許を取得するような場合には、手続きが複雑になりますので、受け入れ先大学等としっかりと相談をして下さい。場合により所在地の教育委員会との相談も必要となります

②連絡先・申し込み

事務局へ電話等で、依頼して、その後の手続きについて相談するのがいいでしょう。郵便でのやりとりも可能です。手数料等の支払い方法もその時にご相談下さい。即日発行は出来ません。通常は申し込み後3日、英文の場合には10日を目処にしています。郵便の場合には、それから郵送となりますので、時間的な余裕をよく見て下さい。本人確認が必要となります。

海外からの問い合わせの場合にはファックスや e-mail でご相談下さい。なお、その際には基本的には日本語にてお願い致します。

連絡や申し込みは本人力圻ってください。

\* 発行がスムーズに運ぶように以下はお願いです。

①学籍番号はわかりますか？

②入学年月あるいは卒業年月がわかりますか？（4月入学、9月入学、3月修了、9月修了）

③在学中の氏名（学生であった時の氏名）（大学での証明書の発行は、すべて在学中の氏名でのものとなります。改姓されている場合には、提出先とご相談下さい。）

また、証明に必要な所定用紙が指定されている場合には、ご相談下さい。各発行先で独自のものを作成しているので、すべて合致した内容の証明ができるかどうかは、その書類を拝見しないとわかりません。

③受取等

急ぎの場合に来校される場合には、本人であることが証明できるものをご持参下さい。また、代理人が受取に来る場合には事前に本学事務局にご相談下さい。

例：免許証、パスポート 保険証など 上記②の時に確認下さい。

証明書等の発行の名前は大学在学中のものとなります。改姓後の名前での発行は出来ません。



### 3 武蔵野短期大学の卒業生の皆さんへ

#### 3-1 学位記について

卒業式・学位授与式に授与した学位記の再発行は致しません。コピーやデジカメで撮影しておくことをお勧め致します。なお、本学の学位記には偽造防止措置がとられております。

#### 2-2 教員免許状について

卒業生で教員免許状の申請をする場合には個人で埼玉県教員委員会に申し出て所定の手続きをすることになっています。卒業後に他の大学の単位を合わせて教員免許状を申請する場合にはすべて個人申請となります。大学での取り扱いは出来ません。教員免許状の交付は勤務先が決定している場合にはその学校の所在地の都道府県の教育委員会、そうでない場合には住民票をおく都道府県の教育委員会となると思いますが、それぞれご確認ください。

埼玉県の場合には以下にご連絡下さい。

埼玉県教育委員会 ホームページ <http://www.kyouiku.spec.ed.jp/>

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-824-1111 (埼玉県庁代表番号)

現在、取り扱い部署は教職員課免許係。

なお、ホームページでは「教職員情報」を参照のこと。

また、教員免許状は10年毎に更新講習が義務付けられました。教員免許更新講習については、文部科学省ホームページよりご参照下さい。

#### 3-3 保育士証について

卒業生で保育士証の申請をする場合には個人で保育士登録センターに申し出て所定の手続きをすることになっています。すべて個人申請となります。大学での取り扱いは出来ません。以下にご連絡下さい。

登録事務処理センター ホームページ <http://www.hoikushi.jp>

住所 〒150-001 東京都渋谷区神宮前 5-53-1

TEL 03-5485-3150

#### 3-4 社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書について (平成21年度卒業生以降)

学位授与式に配付した日本語教員養成課程修了証は本学が発行するもので、万一、破損及び紛失してしまった場合には、卒業後も大学での取り扱い致します。申し込み等については「2-7 各証明書について」をご覧ください。

#### 3-5 秘書士認定証/情報処理士認定証/プレゼンテーション実務士認定証 (国際教養学科)

卒業式に配付した秘書士認定証/情報処理士認定証/プレゼンテーション実務士認定証は全国大学実務教育協会から交付されたもので、万一、破損及び紛失してしまった場合には、個人で全国大学実務教育協会に申し出て所定の手続きをとって下さい。大学での取り扱いは出来ません。大学では卒業時のみ取り扱い可となっています。再交付についての必要書類は各自ご確認ください。事例により提出書類がことなります。

全国大学実務教育協会ホームページ <http://www.jaub.gr.jp>

住所 〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-2-12 第三東郷パークビル 2階

TEL 03-5226-7288

\*電話の際には大学名と卒業年月をできるだけ伝えて下さい。

### 3-6 各証明書

本学で発行する証明書は日本語と英語によるもののみです。それ以外の外国語での証明書の発行はありません。申し込みについては本学事務局が窓口です。証明書については毎年配付している『学生便覧』の通りです。

①どんな証明書が必要なのかよく、確認して下さい。よく発行される証明書は以下の通りです。

卒業証明書、成績証明書、単位取得証明書、在籍期間証明書

・卒業証明書について

通常発行している卒業証明書は武蔵野短期大学幼児教育学科を卒業したことだけを証明するものです。保育士の取得に係わる場合には、「指定保育士養成施設卒業証明書」が必要ですので、簡単に卒業証明書と言え、前者になりますので、自分でも何のために、どんな証明書が必要なのかしっかりと理解して下さい。

・成績証明書について

通常発行しているものは「卒業要件科目」だけのものとなります。ご免許や資格の成績証明書が必要な場合には申し込みの際、正確に伝えて下さい。種類が多い為、よく整理してからご連絡下さい。

・単位取得証明証について

教員免許に係わる単位取得証明書は通常の形式のものと異なりますので、以下十分に気を付けて下さい。

注意 教員免許状に関する場合

教職関係については提出先とよく相談して、具体的な証明書の名前等をよく確認して下さい。国家資格だけに取り扱いがかなり厳密です。また、免許法や免許法施行規則の改正がありますので、このあたりも念頭に入れる必要があります。

教職課程独自のもの 学力に関する証明書

教職履修単位に関する読み替え証明書

注意 保育士に関する場合

卒業後に他の短大・大学等で履修し、保育士の資格を取得しようとする場合には、その大学等が指定保育士養成施設であることが重要ですので、十分に注意して下さい。受け入れ先の大学等と十分なコミュニケーションをとって下さい。

なお、平成 22 年度より国家試験：保育士試験を受験される場合には、「保育士試験免除指定科目専修証明書」という新しい証明書が必要となります。卒業年度により教育課程が異なっているため、免除科目として申請できる科目も変動しますので、ご注意ください。読み替え等の作業があるために、この書類の発行には1週間程度の時間がかかります。制度については保育士受験等をインターネットでご覧になることができます。

②連絡先・申し込み

事務局へ電話等で、依頼して、その後の手続きについて相談するのがいいでしょう。郵便でのやりとりも可能です。手数料等の支払い方法もその時にご相談下さい。即日発行は出来ません。通常は申し込み後3日、英文の場合には10日を目処にしています。郵便の場合には、それから郵送となりますので、時間的な余裕をよく見て下さい。本人確認が必要となりますと海外からの問い合わせの場合にはファックスや e-mail でご相談下さい。なお、その際には基本的には日本語にてお願い致します。

連絡や申し込みは本人が行ってください。

\*発行がスムーズに運ぶように以下はお願いです6

①学籍番号はわかりますか？

②入学年月あるいは卒業年月がわかりますか？（4月入学、9月入学、3月修了、9月修了）

③学中の氏名（学生であった時の氏名）

③受取等

急ぎの場合に来校される場合には、本人であることが証明できるものをご持参下さい。また、代理人が受取に来る場合には事前に本学事務局にご相談下さい。

例：免許証、パスポート 保険証など 上記②の時に確認下さい。

証明書等の発行の名前は大学在学中のものとなります。改姓後の名前での発行は出来ません。

## 4 連絡方法等について

### 4-1 電話・ファックス・メール

大学事務局は平日は8:50～16:30、土曜日は8:50～12:30が取り扱い時間です。平日も19:00まで、土曜日も16:00まで事務担当者はおりますが、細かな話になりますと、取り扱い時間内での連絡がベストです。事前にメールなどで相談し、その後電話というのもよいかもしれません。大学のホームページは<http://www.musa.ac.jp>です。この冊子もHP上で公開しています。なお、メールなどの問い合わせは[musashino@musa.ac.jp](mailto:musashino@musa.ac.jp)へお願い致します。

### 4-2 教員免許・他へ大学への編入学等の相談

単位認定関係等については、十分な準備と理解が必要です。これまでの事例では、本学教務部より他の大学の教務部に問い合わせたこともあります。あくまでも本人がすべきことで、代行はできません。問い合わせは事務的な証明書の様式等についてのものです。時間がある場合には、事前に連絡の上、来校された場合にはアフターケアを致します。その時には必要な書類等を持参して下さい。教員や保育士は国家資格ですので、法令に従った対応と各大学の学則や規程との関連もありますので、そのことを十分に理解下さい。メールでの相談は[kyoumu@musa.ac.jp](mailto:kyoumu@musa.ac.jp)まで。

教員免許や保育士は法令の改正により、取得すべき科目や単位が変わりますので、卒業時のものがすべてではないという理解をお願い致します。

### 4-3 資格や免許を取得できずに卒業した場合

教員免許状は単位の修得が重要となりますので、本学あるいは他の大学で単位を積み重ねて、所定の単位を修得し、教育実習を行えば、免許を取得することができます。教育委員会などへの相談や科目等履修をする大学等をよく相談して下さい。

保育士を取得するのに必要な単位を取れなかった場合には、本学（武蔵野短期大学）で科目等履修生をとして単位を積み重ね、保育士登録事務処理センターへ申請することで保育士の資格が取得できます。（指定保育士養成施設であれば、他の教育機関でも可能です）申請はすべて個人となります。また、国家試験による方法もあり、幼稚園2種免許状をすでに保有している場合には、免除される科目などもあります。巻末に資料を添えましたのでご覧下さい。また、自分でもこの試験制度や免除制度についてよく調べて下さい。科目等履修生の申し込みは別途必要です。

## 5 建学の精神、教育方針、教育上の理念、目的および養成する人材像

### 5-1 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻

建学の精神 他者理解

博士前期課程

#### 国際コミュニケーション専攻博士前期課程 教育方針

本学院伝統の教育理念に基づき、本学建学の精神を実現するために、教育方針を次のように定めてある。

- 1 広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて高度な知識基盤社会を支える人材の育成を図ると共に、高度な学術研究への道を開き、もって我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 現代の国際社会においては、情報・通信等といった流通の発展、さらに人的交流により、当該国の政治・経済・社会・文化・伝統あるいは人々の生活様式、価値観、慣習等に影響や変容がもたらされている。これにより、価値観が多様化する現代社会において、文化・文明の違いを乗り越え、積極的かつ自主的に他国の人々との交流に取り組み、他者理解を根底に置いた共生の理念をもって国際的な相互理解を実現していくことが重要性を理解させる。

#### 国際コミュニケーション専攻博士前期課程の 教育上の理念、目的および養成する人材像

現在、知的基盤社会を支える高度な知的素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっています。本専攻では、「国際コミュニケーション」に関する専門的知見を高め、これをもって知的基盤社会を支え、高度な職業的舞台で展開していくスキルと知識を深めるという実践的観点から、教育・研究を行うことを理念、目的として、以下のような人材養成を目指している。

- 1 高度なコミュニケーション・スキルとして、語学・情報処理能力を修得した上で、企業・経営、メディアにおけるコミュニケーションの応用スキルを備える人材を養成する。
- 2 自己と他者、日本文化と異文化、その「差異」を明確に認識した上で、なお「共通性」や「共感」に対する信頼と努力を忘れず、コミュニケーションを深める能力を備えた人材と共に、国際コミュニケーションに関する問題意識と研究課題を持って研究に邁進する研究者を育てることを目指し、大量の情報や知識を自らの専門にひきつけて評価・選別し、自己の思想や専門性を構築できる、言わば知的なたくましさを身に付けた人材を養成する。

## 日中コミュニケーション専攻博士後期課程 教育方針

- 1 広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて高度な知識基盤社会を支える人材の育成を図り、もって我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 自己と他者、日本文化と中国文化、その「差異」を明確に認識した上で、なお「共通性」や「共感」に対する信頼と努力を忘れず、コミュニケーションを深める知識を備え、日中コミュニケーションに関する問題意識と研究課題を持って研究に邁進する研究者の養成をする。
- 3 現代の国際社会においては、情報・通信等といった流通の発展、さらに人的交流により、当該国の文化・言語・伝統・社会・政治・経済あるいは人々の生活様式、価値観、慣習等に影響や変容がもたらされている。これにより、価値観が多様化する現代社会において、文化・文明の違いを乗り越え、積極的かつ自主的に他国の人々との交流に取り組み、他者理解を根底に置いた共生の理念をもって国際的な相互理解を実現していくことが重要性あるとここに理解させる。

### 日中コミュニケーション専攻博士後期課程の 教育上の理念、目的および養成する人材像

現在、知的基盤社会を支える高度な知的な素養を備えた人材養成への期待は、国際的なものとなっている。本専攻では国際感覚を持ち、国際的舞台や大学研究機関で研究者等として活躍しうる知識、行動力ならびに日中に関するコミュニケーション能力を有し、もって知的基盤社会をリードする高度な学識を備えた人材育成を目的とする。

そこで、高度なコミュニケーション・スキルとして、語学を修得した上で、日中双方の置かれた文化的、政治的、経済的背景を高度なレベルで理解、研究し、「他者理解」に基づく「共生的社会」を構築していこうとする問題意識を持ち多面的な日中間の交流や相互の発展を企図する。本専攻はこうした必要性に対応するものとして、「日中コミュニケーション」を掲げ、学際的な教育・研究を実施し、その教育・研究の専門家を養成する。

- 1 自己と他者、日本文化と中国文化、その「差異」を明確に認識した上で、なお「共通性」や「共感」に対する信頼と努力を忘れず、コミュニケーションを深める能力を備え、日中コミュニケーションに関する問題意識と研究課題を持って研究に邁進する研究者の養成をする。
- 2 大量の情報や知識を自らの専門にひきつけて評価・選別し、自己の思想や専門性を構築できる、言わば知的なたくましさを身に付けた人材の養成をする。
- 3 国際社会に生きる21世紀の人として尊敬を得、期待に応えられる高度な学識を備えた研究者等の人材の養成をする。

建学の精神 他者理解

教育方針

- 1 国際的な視野を持ち、自己や自国文化および多様な他者に対する理解力に裏付けられた国際社会に貢献する人材の育成を目指す。
- 2 国際的な協調、国際的な理解があらゆる分野で望まれている国家的要請に応え、異なる他者とのコミュニケーションを実現していくツールとして、コンピュータ技術を習得するとともに、社会で英語を使いこなせる英語コミュニケーション能力に長けた人材を育成する。
- 3 教養を単に知識に止めるのではなく、体験を通じて身につけることにより自発的に国際社会に貢献しうる人材を育成する。
- 4 多様化する社会に対応するため、異文化への理解、尊重や交流、グローバルな視野で多角的に思考し、行動する質の高い人材の育成を目指す

教育上の理念、目的および養成する人材像

現代社会では、「グローバル化」「ボーダレス化」が進み、異文化に対する理解、尊重や相互交流、地球的・多角的な視野が求められています。又、その前提としての自国文化・日本事情への理解や、少子高齢化に伴う異なる世代への理解力も期待されています。変化が速い社会にあっては、法律、政治、経済等への理解も必須です。

このような社会にあって、本学では、国際的な視野をもち、自己や自国文化、および多様な他者に対する理解力に裏付けられた人材の養成を目指しています。

- ① 国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語、韓国語といった語学能力の幅を広げること。
- ② 異文化や国際社会を理解すること。
- ③ 自国文化や歴史、社会を理解すること。
- ④ 乳幼児や高齢者等を理解すること。
- ⑤ ボランティアやインターンシップ、海外研修等の「行動・体験」の領域を重視すること

建学の精神 他者理解

教育方針

- ①広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性の育成。
- ②教員・保育士としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼児教育者・保育士の養成。
- ③知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼児教育者・保育士として効果的に発揮できるような実践的・实际的教育の重視。
- ④創意と工夫により幼児教育者・保育士としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度の育成。

教育の理念と養成する人材像

現代社会は少子高齢化社会と言われ、教育や福祉への関心がますます高まっている時代です。こうした時代では、教育や福祉を社会との関連において捉え、国際感覚をもち、いわゆる良妻賢母である前に、よき社会人として広い視野をもって、自分の目でよく事態を認識し、自らの判断で自らの行動を律することができる女性が求められています。本学科では、「自覚ある女性」の育成と、幼児の教育、保育者としての専門的な知識と能力を養うと共に、時代の要請に応えら得るような人材養成を目指しています。

- ①広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性を養成すること。
- ②教員・保育士としての深い愛情と使命感を持ち、信念を持って教育にあたる幼児教育者・保育士の養成すること。
- ③知的学習と実践的学習の調和、統合の上に自ら学習し体得したものを幼児教育者・保育士として効果的に発揮できるような実践的・实际的教育の重視すること。
- ④創意と工夫により幼児教育者・保育士としての職務を現場で十分に達成できるよう基礎的な研究能力と積極的な研究態度を身に付けさせること。



## 6 添付資料

### 6-1 教員免許更新制度について

以下文部科学省ホームページより

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許状を持っている方、これから教員免許状を取得される方に、制度の基本となる事項について理解していただくために作成したものです。

教員免許更新制（以後、「更新制」という）のもっとも基本的なポイントは次の 4 つです。

- ①更新制の目的は、その時々で教員として必要な**最新の知識技能を身につける**こと。
- ②平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状に**10 年間の有効期間**が付されること。
- ③**2 年間で 30 時間以上**の免許状更新講習（注）の受講・修了が必要となること。
- ④平成 21 年 3 月 31 日以前に免許状を取得した者にも**更新制の基本的な枠組みを適用**すること。

なお、この説明資料においては、説明の都合上、次のとおり「**新免許状**」「**旧免許状**」という用語を使用することとします。

- ①平成 21 年 4 月 1 日以降（更新制導入後）に授与される免許状を「**新免許状**」
- ②平成 21 年 3 月 31 日以前（更新制導入前）に授与された免許状を「**旧免許状**」

- （注）免許状更新講習 文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習。

文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

## 6-2 保育士登録の手引き（抜粋）

武蔵野短期大学を卒業され、保母資格証明書や保育士資格証明書をお持ちの方は、今後実際に保育の現場で働く時には、保育士登録センターより発行される「保育士証」が必要となります。手続きについては以下までご連絡下さい。

保育士登録センターホームページ <http://www.hoikushi.jp/>

# 保育士登録の手引き

〔指定保育士養成施設 3月卒業（修了）見込学生専用〕

### 【重要】

1. この手引きは、3月卒業（又は科目等履修による修了）見込の学生が、在籍している指定保育士養成施設を通じて、在学中に登録申請を行うための専用書類です。（申請を行う時点において、すでに卒業（修了）して保育士となる資格をお持ちの方は、この手引きを使用して申請できません。）
2. 保育士養成課程を卒業（修了）後、3月31日付けで登録が済みますと、「保育士登録済通知書」（4月初旬）および「保育士証」（5月下旬～6月下旬）が郵送されます。（詳細は、この手引きの10～11ページを参照願います。）
3. この手引きは、「保育士証」がお手元に届くまで大切に保管してください。

都道府県知事委託 保育士登録機関（社会福祉法人 日本保育協会）

### 登録事務処理センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-1  
電話 : 03-5485-3150  
FAX : 03-3797-7892  
ホームページ : <http://www.hoikushi.jp>

### 保育士登録（保育士証交付）後の手続き

保育士証の受取り後、定期的な更新手続きは必要ありませんが、次に該当するに至った場合は、以下の手続きが必要となります。

- ① 保育士証記載内容(氏名・本籍地都道府県)を変更した場合  
→ 保育士証書換え交付申請（手数料：1,600円）
- ② 保育士証を紛失・破損・汚損した場合  
→ 保育士証再交付申請（手数料：1,100円）
- ③ 死亡した場合・欠格事由（児童福祉法 第18条の5）に該当するに至った場合  
→ 保育士資格喪失届（当センターにお問合せください。）

### 【ご注意】

- ・連絡先住所のみ変更の場合、上記①の手続きは必要ありません。
- ・一度登録手続きが済み、保育士証の交付を受けた方は、保育士登録申請（手数料：4,200円）を再度行わないでください。（重複して登録できません。）

## 12. 「保育士登録済通知書」の発送および受取り後の確認

### (1) 「保育士登録済通知書」の発送について

申請先都道府県知事による登録決定後、「保育士証」を直ちに交付できないため、代わりに「保育士登録済通知書」（以下「通知書」 サンプル：11ページ）を発送します。

発送時期：3月31日に当センターより圧着はがきにて発送

送付先：申請書に記入された「通知書」・「保育士証」受取用住所（連絡先住所上段）  
（記入した住所より転居した場合は、直ちに最寄の郵便局に転居届を提出しておき、転送により受取ってください。その際、当センターへの連絡は必要ありません。）

【ご注意】：①「通知書」は原則的に再交付しないため、紛失しない様取扱いには充分注意してください。

②卒業（修了）後、この「通知書」が4月7日（土・日に該当する場合は、直後の月曜日）になっても届かない場合には、その翌々日（土・日を除く）までに、必ず申請者本人より当センターへご連絡ください。

### (2) 「通知書」記載内容の確認

「通知書」を受取り後、必ず【保育士証記載事項】の氏名・本籍地・生年月日を確認し、次の1) または2) に該当する場合は、直ちに郵送により当センターまで手続きを行ってください。（期限：4月20日当センター必着。期限までに連絡のない場合は、「通知書」の記載通りに「保育士証」が交付されます。また、登録先都道府県の変更・訂正はできません。）

#### 1) 記載内容に誤りがある場合（申請書の記入間違いや内容が正しくない等）

→ 以下の事項を記入の上、郵便（封書・はがき）で連絡してください。

- ① 氏名
- ② 登録番号
- ③ 卒業（修了）した指定保育士養成施設名
- ④ 平成〇〇年3月卒業（修了）
- ⑤ 誤りの事項と正しい内容
- ⑥ 日中連絡可能な電話番号

#### 2) 氏名・本籍地都道府県に変更がある場合（婚姻や転籍など）

→ 以下の書類を簡易書留郵便にて郵送してください。

- ① 「保育士登録申請書の変更事項届」（13ページ【別添2】を参照）
- ② 現在の戸籍抄本または戸籍の個人事項証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）  
※ この書類だけで変更の経緯が確認できない場合、以前の戸籍（除籍・改製原戸籍等）の証明書も合わせて添付してください。

※ 住所のみ変更した場合

最寄りの郵便局に転居届を提出してください。（当センターへの連絡は必要ありません。）

## 【保育士登録済通知書のサンプル】（圧着はがき）

| 保育士登録済通知書   |  | ■保育士証記載事項確認のお願い   |  |
|---|--|---|--|
| <p>本通知書は、保育士証がお手元に届くまでの間、保育士登録がなされた事を暫定的に証明するもので、有効期限は作成日から3ヶ月間です。</p>  |  | <p>現在、前頁の内容で保育士証を作成準備中ですが、保育士証の記載事項のうち、氏名・本籍地・生年月日について必ずご確認ください。<br/>次の1または2のいずれかに該当する場合には、「保育士登録の手引き」（10ページ）を参照の上、下記の期限までに当センターまでご連絡ください。</p>  |  |
| <p><b>【保育士証 記載事項】</b></p> <p>①氏名 : XX XX<br/>                 ②本籍地 : XXX県<br/>                 ③生年月日 : 昭和XX年XX月XX日<br/>                 ④登録年月日 : 平成XX年3月31日<br/>                 ⑤登録先都道府県 : XXX県<br/>                 ⑥登録番号 : XX-XXXXXX<br/>                 【作成日：平成XX年3月31日】</p>   |  | <p>締め切り：平成XX年4月20日 当センター必着</p>  |  |
| <p><b>【注意事項】</b></p> <p>1. この通知書は、指定保育士養成施設を3月卒業（修了）見込で保育士登録申請を行った方のみ発行されるものです。（再交付いたしませんので、取扱いにはご注意ください。）</p> <p>2. 保育士として業務に就く場合、勤務先に対してこの通知書を提示の上、「保育士登録は完了しており、6月中に保育士証が交付される予定である。」旨報告してください。（保育士登録手続きを再度行わないでください。）</p> <p>3. 保育士証の交付について</p> <p>(1) 保育士証は、このはがきの有効期限内（5月下旬～6月下旬）に、当センターより簡易書留郵便で発送いたします。</p> <p>(2) 配達時に不在の場合は、郵便局で1週間保管されますので、郵便局の不在連絡に従って手続きの上、お受け取りください。</p> <p>(3) 保育士として業務に就く場合は、保育士証を勤務先に提示してください。</p> <p>(4) 7月に入っても保育士証が届かない場合、直ちに当センターまでご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">登録事務処理センター</p> |  | <p><b>1. 記載内容に誤りのある場合</b></p> <p>次の事項を記入の上、郵便（封書・はがき）でご連絡ください。<br/>                 ①氏名（※）、②登録番号、③卒業（又は修了）した指定保育士養成施設名、④平成XX年3月卒業（又は修了）、⑤誤りの事項と正しい内容、⑥日中連絡可能な電話番号<br/>                 ※申請書に記入された漢字氏名が対応できない異体字の場合、正字体での登録となります。</p> <p><b>2. 氏名、本籍地都道府県に変更のある場合</b></p> <p>次の書類を、簡易書留郵便により当センターあてに送付してください。<br/>                 ①「保育士登録申請書の変更事項届」（「保育士登録の手引き」13ページ：【別添2】）を切取って、記入してください。<br/>                 ②現在の「戸籍抄本」又は「戸籍の個人事項証明書」<br/>                 ・発行日より6ヶ月以内のものが必須です。<br/>                 ・この書類だけで変更の経緯が確認できない場合は、以前の戸籍の証明書類（除籍、改製原戸籍の謄・抄本等）も合わせて添付してください。</p> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士証受取用住所のみ変更した場合、上記2.の手続きは不要です。（最寄りの郵便局に転居届を提出し、転送により保育士証をお受け取りください。）</li> <li>・登録先都道府県の訂正・変更はできません。</li> </ul> |  |

## 13. 「保育士証」の発送および受取り後の確認

### (1) 「保育士証」の発送について

発送時期：「保育士証」（A4縦長の証書、12ページ【別添1】を参照）は5月下旬～6月下旬に簡易書留郵便にて送付されます。

**【ご注意】：**

- ① 配達時に不在の場合は、郵便局での保管期間（1週間）内に不在連絡に従い、再配達の手続きを行ってください。
- ② 不在等により受取られなかった「保育士証」は、当センターに返送されます。（申請者より連絡が来次第、再送の手続きについてご案内いたしますが、**再送に掛かる郵送料は申請者負担となります。**）
- ③ 「保育士証」が7月に入っても届かない場合、申請者本人より当センターまでご連絡ください。（その際、「通知書」に記載されている登録番号を伝えてください。）

### (2) 「保育士証」の記載内容の確認

「保育士証」は、「保育士登録済通知書」のとおり（または記載事項の誤りや変更事項届によりご連絡頂いたとおり）に記載されています。

- 1) 上記のとおりに記載されていない場合は、直ちに当センターへ連絡してください。
- 2) 氏名・本籍地都道府県の変更、または訂正の連絡を行わなかったために、「保育士証」の記載内容が事実と異なる場合は、「保育士証」に同封の案内に従って、「保育士証書換え交付申請」を行ってください。

### 6-3 幼稚園免許所有者の科目免除について

保育士の資格を取得せずに卒業してしまった場合に、国家試験としての保育士試験の受験科目の一部免除が行われます。詳細は以下をご覧ください。

保育士養成協議会ホームページ <http://hoyokyo.or.jp/exam/>

国家試験・保育士試験の免除科目等について、指定保育士養成施設の本学はこれまでの取得単位が有効に使用できることがあります。詳細は武蔵野短期大学ホームページ「卒業生の皆様へ」の『幼児教育学科の卒業生の皆さんへ 免許・資格』をご覧ください。概要を掲載しています。

### 6-4 幼稚園教諭・保育士特例講座

#### 幼稚園教諭特例講座について

「保育士に対する幼稚園免許の特例」を活用した「幼稚園教諭特例講座」を開設致します。

武蔵野短期大学幼稚園教諭特例講座

| 武蔵野短期大学      |  | 本特例における要件（幼2種） |               |                | 特例：法令上の単位 |
|--------------|--|----------------|---------------|----------------|-----------|
| 教養科目         | 日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作  | —              |               |                |           |
| 教科に関する科目     |  | —              |               |                |           |
| 教職に関する科目     | 教職の意義等に関する科目<br>・教職の意義及び教員の役割<br>・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）<br>・進路選択に資する各種の機会の提供等                  | 2単位            | 教職概論          | 課程設置済          | 2単位       |
|              | 教育の基礎理論に関する科目<br>・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想<br>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） |                |               |                |           |
|              | ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項  | 2単位            | 児童文化          | 課程設置済          | 2単位       |
|              | 教育課程及び指導法に関する科目<br>・教育課程の意義及び編成の方法   | 1単位            | 保育内容総論        | 課程設置済          | 1単位       |
|              | ・保育内容の指導法<br>・教育方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）  | 2単位<br>2単位     | 保育指導論<br>教育方法 | 課程設置済<br>課程設置済 | 2単位       |
|              | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目<br>・幼児理解の理論及び方法<br>・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法                      | 2単位            | 臨床心理学（教育相談含む） | 課程設置済          | 1単位       |
|              | 教育実習<br>教職実践演習   |                |               |                |           |
| 教科又は教職に関する科目 |  |                |               |                |           |
| 合計単位数        |  | 11単位           |               |                | 8単位       |

#### 保育士特例教科目講座について

教育職員免許法施行規則附則の改正に伴い、「幼稚園教諭に対する保育士教科目の特例」を活用した児童福祉法施行規則により「保育士特例教科目講座」を開設致します。

## 保育士特例教科目講座

| 試験免除科目   | → | 特例教科目対応表   | → | 本学における特例教科目対応表  |
|----------|---|------------|---|-----------------|
| 社会福祉     | → | 福祉と養護      | → | 社会福祉            |
| 児童家庭福祉   | → | 福祉と養護+相談支援 | → | 児童家庭福祉+家庭支援論    |
| 子どもの保健   | → | 保健と食と栄養    | → | 小児保健 I          |
| 子どもの食と栄養 | → | 乳児保育+相談支援  | → | 子どもの食と栄養        |
| 保育原理     | → | 福祉と養護      | → | 乳児保育 I + 保育相談支援 |
| 社会的養護    | → |            | → | 社会的養護 I         |

  

|                          |
|--------------------------|
| 科目等履修生の扱いで<br>8科目17単位で対応 |
|--------------------------|

科目等履修生として受け付けますが、優先順位等がありますので、希望者は必ず事前に教務部にご相談下さい。kyoumu@musa.ac.jpでのメールでの問い合わせでも結構です。

特例講座を利用する場合には実務経験が必要となります。

- ①幼稚園                      ②認定こども園                      ③保育所
- ④公立施設                      ⑤へき地保育所                      ⑥幼稚園併設型認可外保育施設
- ⑦認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設）

※特例制度での保育士試験出願の際には「実務証明書」が必要となります。各自でご確認ください。

保育士特例教科目講座      幼稚園教諭免許状保有者+上記の①～⑦で「3年かつ4320時間以上の実務経験」がある方。または、平成32年3月までに、上記の実務経験の条件を満たす方。  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/tokurei.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html) を参照のこと。

幼稚園教諭特例講座      保育士+上記の②～⑦の施設で「3年かつ4320時間以上の実務経験」がある方。または、平成32年3月までに、上記の実務経験の条件を満たす方。



2014年3月10日発行

〒350-1328  
埼玉県狭山市広瀬台3-26-1  
武蔵野学院大学・武蔵野短期大学 教務部  
TEL 04-2954-6131 (代表)  
FAX 04-2954-6134  
HP <http://www.musa.ac.jp>  
[kyoumu@musa.ac.jp](mailto:kyoumu@musa.ac.jp)